

2020年6月10日

総務大臣 高市早苗殿

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい

東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2F

理事長 大西連

Tel: 03-6265-0137 Fax: 03-6265-0307

<https://www.npomoyai.or.jp/> [info@npomoyai.or.jp](mailto:info@npomoyai.or.jp)

## ホームレス状態にいる人に対する特別定額給付金の支給に関する要望

私たちは貧困問題に取り組む NPO として、生活に困窮された方々への相談・支援を行っています。活動を通じて、新型コロナウイルスの影響で現金収入を得る機会を失ったり、炊き出し等の支援が減少し生活に困っている方も多くいます。こうした方々が確実に給付金を受給できるよう、特別定額給付金事業（以下、本事業）の改善を求めます。

総務省は本事業について、2020年4月30日に「特別定額給付金事業実施要領」（以下、実施要領）を発出し、そこで実施主体を「市区町村」と定め、「給付対象者」を一部の例外を除いて原則的に住民登録がなされている者に限定しています。また、2020年4月28日付事務連絡「ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について」において、住民登録がない方について、「自立支援センター等」や「ネットカフェ」が生活の本拠たる住所として認められる余地があり、その自治体において「申請権」が得られること、こうした住所の認定については各市区町村において判断されるべきものであることが示されています。さらに、2020年5月8日付事務連絡「ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について（その2）」において、住居確保給付金や生活福祉資金等についての周知徹底を自治体に対し求めています。

しかしながら、ホームレス状態にいる方が住民登録を試みたとしても、「自立支援センター等」に空きがなかったり、「ネットカフェ」が休業していたりするために、実質的には住民登録が極めて困難な実情があります。また、ホームレス状態にいる方の中には、親族等からの暴力被害等を受けた経験等がある、多重債務者で債権者の取り立てから逃れるためなど、さまざまな理由により住民登録をすることをためらう方も少なくありません。そのため、本事業の現在の運用においては、必要があるにもかかわらず、特別定額給付金を受給することができない方々が生じてしまっています。

総務省におかれましては、これらの事情を踏まえて、「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」という本事業の主旨に鑑みて、誰一人としてとり残すことなく給付金を届けることができるように対策を講じてくださるよう、お願いいたします。

別紙にて給付金を届けるための提案をまとめました。技術的な検討をしていただければ幸いです。

以上

(別紙)

## 住民登録によらない給付方法についてのご提案

### ①給付対象者と申請・受給権者の認定方法の変更

現在の運用においては、住民登録のないホームレス状態の方は住民登録を回復することによって給付対象者となることができるとされています。しかし、上述の実態を踏まえて、住民登録がなくとも、本人確認がとれば給付対象者として認め、生活の実態がある自治体において新政権・受給権を得られるように実施要領を改訂することをご検討ください。

### ②本人確認の方法について

①と関連し、本人確認を行う方法について、過度の負担を申請者に対して求めることのないように定めてください。また窓口での申請・受給を行う場合にも同様の扱いとしてください。

具体的には、「DV被害申し出確認書」の発行手続きにおける居住地確認の例（民間団体による証明文書などによる確認、本人宛郵便物による確認など）を参考に、過重な証明負担を課さないような取扱いとしていただくよう、ご検討ください。

### ③住民登録の方法について

住民登録ないし「生活の本拠」の認定は、各市区町村の「総合的」判断によるものとされています。しかしながら、上述の現状を鑑みて、「自立支援センター等」や「ネットカフェ」の利用によらずに生活の本拠を認定しても差し支えないこととするよう、総務省から各自治体に対して伝えることをご検討ください。

具体的な方法としては例えば以下のようなものが想定されと考えます。

- ・ 現在地の自治体の役所を住所地として認定する
- ・ 生活実態のある場所（公園等）を住所地として認定する。

以上の項目について、生活にお困りの方の実情を踏まえて、関係各局とともに検討していただくよう、お願いいたします。